

政令第三百三十五号

地方財政法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号並びに第十一条ただし書並びに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）附則第五条後段の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第十条を削り、附則第十一条を附則第十条とする。

附則第十二条の見出し中「以後」を「及び令和五年度」に改め、同条中「以後の各年度」を「及び令和五年度」に改め、「、当分の間」を削り、同条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等

の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）第三条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第三百三十五号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改め、同条を附則第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十二条 令和六年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条	

	<p>から同条</p>	<p>及び航空機燃料譲与税</p>
<p>(以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。)</p>	<p>に読替後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。)の交付見込額(以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。)を加算した額から読替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>

	第一号ロ	合算額		地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額
	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方税法		同条	読替後の地方交付税法第十四条
	第二号	同条		同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
	第三号	同条		同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
	及び森林環境譲与税	及び森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金		同条	読替後の地方交付税法第十四条

		第四号	
		第五号	
基準財政収入額	第二項	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	同法第十四条
基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	読替後の地方交付税法第十四条
			読替後の地方交付税法第十四条
			同条
			及び森林環境譲与税
			金
			、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付

		<p>定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>
<p>及び森林環境譲与税</p>	<p>金</p>	<p>、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付</p>

附則第十三条を削る。

附則第十四条中「附則第九条第二項及び第十二条」を「附則第九条第一項及び第十一条」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十五条の見出し中「から令和八年度までの各年度」を削り、同条中「から令和八年度までの各年度」を削り、「附則第九条第三項及び第十二条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に改め、同条を附則第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和七年度及び令和八年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十五条 令和七年度及び令和八年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第二条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第三号中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第二条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第三条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七十条の二第一項の規定により、地方公共団体が地方債をもってその財源とすることができるとき

附則第四条を削る。

附則第五条の見出し中「から令和八年度までの各年度」を削り、同条中「から令和八年度までの各年度」を削り、「附則第十五条」を「附則第十四条」に、「附則第九条第三項及び第十二条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に、「附則第十二条」を「附則第十一条」に改め、同条を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和七年度及び令和八年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条 令和七年度及び令和八年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とある

のは「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正)

第四条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令(令和三年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第六項中「特定市町村が」を「特定市町村又は特定市町村を包括する都道府県が」に改め、「当該特定市町村」の下に「又は当該都道府県」を加え、同条第七項中「特別特定市町村が」を「特別特定市町村又は特別特定市町村を包括する都道府県が」に改め、「当該特別特定市町村」の下に「又は当該都道府県」を加える。

(地方自治法施行令の一部改正)

第五条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の二中「附則第六条の三」を「附則第六条の四」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

理由

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、標準財政規模の算定における基準財政収入額の取扱い等を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。